

## 浜松市創造都市推進会議規約（改正案）

## （名称）

第1条 本会は、浜松市創造都市推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

## （目的）

第2条 推進会議は、「『創造都市・浜松』実現のための基本方針」（以下「基本方針」という。）の理念にのっとり、本市における多様な主体による創造都市の取組を支援するとともに、国内外の創造都市との交流・連携を進め、『創造都市・浜松』の発展を図ることを目的とする。

## （事業）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 基本方針の理念に則した事業計画（以下「事業計画」という）の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 国内外の創造都市との連携・交流に関すること。
- (3) 創造都市の担い手研修や人材育成に関すること。
- (4) 創造都市施策についての調査・研究、提言に関すること。
- (5) 『創造都市・浜松』の情報発信に関すること。
- (6) その他、前条の目的に資する活動。

## （構成）

第4条 推進会議は、第2条の目的に賛同する別表に掲げる団体をもって構成する。

## （委員）

第5条 推進会議の委員は、推進会議を構成する団体から推薦された者とする。

2 推進会議の委員として前項の団体が推薦できる人数は3名以内とする。

## （役員）

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選によって選任する。
  - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
  - 4 監事は、委員の中から会長が指名する。

## （役員の仕事）

第7条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、監査結果を推進会議に報告する。

## （任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、この規約の制定の後の最初の委員の任

期は、選任の日から翌々年の3月31日までとする。

- 2 任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残任期間を後任者の任期とする。
- 3 第4条別表の改正により新たに推進会議の構成団体となる団体から委員として推薦された者にあつては、当該改正の日から任期が開始し、第1項及び第2項に該当する者の任期終了とともに任期が終了するものとする。

#### (会議)

第9条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長、副会長、そのほかの委員をもって構成し、その半数以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長又は会長の指名するものが議長を務める。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

#### (議決事項)

第10条 会議は、別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 専門部会の設置
- (4) 推進会議の規約の改正又は変更
- (5) その他目的達成のために必要な事項

#### (書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

- 2 前項により議決を行使するものは、出席者とみなす。
- 3 会長は、緊急の場合においては、書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。この場合における会議の成立及び議決については、第9条第1項及び第3項を準用する。
- 4 会長は、前項の規定により決定した事項は、速やかに構成員に報告しなければならない。

#### (専門部会)

第12条 推進会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、事業計画に則した具体的事業を企画する。
- 3 専門部会の委員は、推進会議の委員及び会長が必要と認める外部有識者をもって構成する。
- 4 専門部会を構成する推進会議の委員は、会長が指名する。
- 5 専門部会を構成する外部委員は、会長が委嘱する。
- 6 専門部会の部会長は、専門部会の委員の中から会長が指名する。

#### (会計)

第13条 推進会議の経費は、市の負担金その他の収入をもって充てる。

2 推進会議の会計年度は、各年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第14条 推進会議は、第2条の目的を達成したとき又は解散の議決が行われたときをもって解散する。

2 推進会議が解散した場合は、所有する財産の残余財産は、浜松市に帰属するものとする。

3 前項に関わらず、推進会議を構成する団体が特定事業のために負担をしたものの残余財産については、負担の割合に応じて負担者に帰属する。ただし、浜松市以外の負担者が残余財産の帰属を辞退した場合には、当該残余財産は浜松市に帰属するものとする。

(事務局)

第15条 推進会議の事務局は、浜松市市民部**創造都市・文化振興課**内（浜松市中区元城町103番地の2）に置く。

2 推進会議の事務局の組織及び運営については別に定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議で別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

**附 則**

**この規約は、平成29年4月1日から施行する。**

別表（第4条関係）

団体名称
公立大学法人静岡文化芸術大学【文化政策学部・デザイン学部】
公益財団法人浜松市文化振興財団
浜松商工会議所
一般社団法人浜松創造都市協議会
浜松市【企画調整部・市民部・産業部】

